

▲ 5 Gサービス契約約款 別表

別表 1 付加機能	1
別表 2 新聞社等の基準	2
別表 3 通信の優先的取り扱いに係る機関名準	3

別表1 付加機能

種類	提供条件
ドコモメール機能	別に定める
国際ローミング機能	別に定める
かけ放題	別に定める
5分間無料通話	別に定める
パケット初期上限UP	別に定める
事前番号通知	別に定める

別表2 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限ります。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表3 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別表4に定める基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関